

# BTU 認定ストレスケア・トレーナー活動拠点設置助成審査委員会

BTU 認定ストレスケア・トレーナー活動拠点設置助成審査委員会規則を制定する。

(設置)

第一条 BTU に、認定ストレスケア・トレーナー（以下「認定トレーナー」という）の適正かつ円滑な地域活動を支援するために、施設設置助成審査委員会を置く。

(所掌事項)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 助成の基本方針に関する事項
- (2) 助成申請事案の妥当性、助成金額、助成期間について
- (3) 申請後の助成実施内容

(組織)

第三条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) BTU 代表（以下「代表」という）
- (2) 学科課程委員
- (3) BTU 施設長および BTU 教室から選出された講師から代表が選出した者
- (4) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第四条 各委員の任期は、9月1日から1年間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、代表をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に委員長が命じた副委員長を置く。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が出席できない場合は、その職務を代行する。

(会議)

第六条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席（書面による議決参加および委任状を含む）した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- 3 委員会の開催は、基本的に4月、10月の2回とする
- 4 委員会は西日本地区と東日本地区に置く
- 5 委員会が必要と認めた場合は、臨時委員会を開くことができる

(委員以外の者の出席)

第七条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は教学部において処理する。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

1 この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。